

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 子ども家庭部子ども家庭支援センター家庭支援係

問合せ先 03 - 5803 - 1894

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	養育費確保支援事業補助金							
根拠規定等	文京区養育費確保支援事業補助金交付要綱							
創設年月	令和	3	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	5民生費	4児童福祉費	5児童福祉事業費	24子ども養育専門法律相談事業	1子ども養育専門法律相談事業			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	裁判外紛争解決手続その他の養育費確保に係る手続に必要な費用の一部を補助することにより、離婚等による経済的負担を最小限にとどめ、安定した児童の養育環境を確保することを目的とする。						
補助事業等の内容	① 裁判外紛争解決手続費用の補助 ② 養育費に関する公正証書作成等手数料の補助 ③ 養育費保証契約に係る保証料の補助						
補助対象経費の内容	① 裁判外紛争解決手続申立者が負担する申込料、依頼料その他の費用 ② 養育費の取決めに係る公証人手数料、家事調停費用、家事審判費用 ③ 保証会社と締結する養育費保証契約に基づき支払う初回保証料						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 養育費の対象となる児童を現に扶養している者であること。						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 補助上限額 ①20,000円 ②20,000円 ③50,000円 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] ①家族のためのADRセンターの申込料及び依頼料を基準に算定、②公証人手数料及び諸経費を基準に算定、③厚生労働省によるひとり親家庭に係る調査の結果を基に算定						
公募の状況	区HP、チラシ等を予定						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 補助要件確認書類 }						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	養育費の不払いによる子どもの養育環境の悪化が社会問題となっている。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	養育費の不払いは子どもの貧困の一因として考えられるものであり、子どもの貧困対策に当たる。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	児童の安定した養育環境の確保を図るため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	課題のある家庭における養育環境の改善が果たせない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	補助要件を満たせば申請可能。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	申請時において関係書類の提出を求め、補助要件や、費用負担の有無等について確認を行う。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	補助金交付による負担の軽減が最も速やかで効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	養育家庭の経済的負担が軽減される。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	負担が軽減されることで、養育費確保に係る手続きの促進が図られる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	良好な養育環境の確保に寄与することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(予算)			
交付(見込み)件数	25			
決算(予算)額	800			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	800			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

養育費確保支援については、国・都において新規事業の創設、既存事業の拡充等が検討されている。国や都の補助事業を活用しながら効果的に展開できるよう、その動向を注視しつつ事業を進めていく。